

## 任意団体 KIDS Friendly Club 会則

(名称)

第1条 この団体は、任意団体 KIDS Friendly Club と称する。

(事務所)

第2条 この団体の事務所は、香川県高松市川島東町 293-5 株式会社ゴーフィールド内に置く。

(目的)

第3条 この団体は、香川県内の企業・組織において、理想的な子育て支援とは何かを考える場を設け、専門家による情報提供を行い、地域全体での改善を目指すことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 正会員に向けた勉強会や研修を通じて会員相互の交流を図る事業
- (2) 正会員が各組織内で実施する子育て支援に資するサービスの提供
- (3) 正会員が各組織内で利用可能な子育て支援に資するツール類の提供
- (4) 子育て支援、ワークライフバランス推進に関わる補助金や子育て支援に関わる研修会情報等の発信及び情報提供
- (5) その他この団体の目的を達成するため適当と認められる事業

(会員)

第5条 この団体の会員は、次の1種類とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し入会した組織

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

(入会の拒否及び会員資格の抹消)

第7条 この団体は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。会員登録手続き後であっても次の各号への一への該当が判明した場合には会員の資格を抹消することができるものとする。

その際、会員が KIDS Friendly Club に対して支払った会費は一切返却しないものとする。

- (1) 法令違反が認められる場合
- (2) 就業規則を有しない組織
- (3) 宗教活動、政治活動及び選挙活動その他これらに類する活動を行う組織
- (4) 公序良俗を害するおそれがあると認められる事業を行う組織
- (5) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある組織
- (6) 他の会員に対し KIDS Friendly Club への参加を妨げ、または妨げるおそれがある場合

(7) その他事務局が適当でないとするもの

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 組織が解散したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 除名されたとき。

(役員)

第10条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第13条 この団体の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任

- (6) 入会金及び会費に関する事項
- (7) その他会の運営に関する重要事項  
(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 15 条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 16 条 会長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条 この団体の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 18 条 この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 19 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 20 条 この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、2018 年 11 月 19 日準備会発足、2019 年 4 月 1 日に設立し、この会則は 2019 年 4 月 1 日より施行する。